

！平成25年度及び平成28年度に全構造編を受講されている方は、今回受講する必要はありません！

「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会《木造編》」

1. 目的

地震発生後、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須となります。

この度、(一財)日本建築防災協会による本講習テキストの大幅改訂を機に、より多くの建築士事務所(建築士)が今後起こり得る震災への対応に備えるべく、又、平成24年度に木造編を受講の方は更新の年度となりますので、本講習会を実施することといたしました。

平成24年度に受講されている方は、有効期間が平成30年3月31日までとなりますので、その後も引き続き業務を実施したい場合は、本講習会を必ず受講下さい。

東日本大震災、熊本地震を経て、南海トラフ等における大地震等も危惧されている現在、災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し(一財)日本建築防災協会より技術者証(カード式)が発行されます。また、その建築士を有する建築士事務所、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、(一財)日本建築防災協会及び(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用いたします。

2. 主催 (一社) 静岡県建築士事務所協会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会

共催 (一財) 日本建築防災協会

3. 後援 (公社) 日本建築士会連合会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建築構造技術者協会、静岡県

4. 開催日時・会場・定員

※講習開始は各会場共14:00～(受付13:40～)

開催地	開催日	会場	定員
浜松	平成29年9月7日(木)	アクトシティ浜松 研修交流センター6F 62研修交流室 浜松市中区中央3-9-1 Tel:053-451-1111	90名
三島	平成29年9月20日(水)	三島商工会議所4F 会議室C・D 三島市一番町2-29 Tel:055-975-4441	40名
静岡	平成29年9月26日(火)	静岡市産学交流センター ペガサート6F プレゼンテーションルーム 静岡市葵区御幸町3-21 Tel:054-275-1655	90名

5. 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。

平成24年度に木造編を受講し、更新を希望される方。

※全構造編は、来年度に静岡市1会場で開催予定です。

6. 受講料 事務所協会会員 2,700円(税込) その他一般 4,320円(税込)

7. テキスト代 3,000円(税込)

(一財)日本建築防災協会発行の「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針<木造編>」(2016年3月発行)を使用します。

8. 技術者証の発行

講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間平成35年3月31日)を発行します。発行手数料1,000円(税込)。

※技術者証の発行は建築士事務所に所属していなくても、建築士の資格を有する者なら可能です。

9. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」（以下「技術事務所名簿」という。）の掲載申込み（但し、技術者証発行を希望した建築士が所属していること）をし、単位会が会員事務所および会員外事務所の「技術事務所名簿」を作成する。その名簿を都道府県に提出するとともに（一財）日本建築防災協会および（一社）日本建築士事務所協会連合会ホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

※建築士事務所名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士で技術者証を発行した者のみとなります。

10. 申込方法

代金を郵便局よりお振込後、申込必要書類（HP からダウンロード可能。URL→<http://www.shijikyo.or.jp/>）を下記申込先まで、必ず郵送か持参にてご提出下さい。※写真が必要なため、FAX では申込受付できません。

- ①受講申込書（受領証のコピーを貼付）※1名につき1枚使用して下さい。
 - ②別記1「技術者名簿掲載及び技術者証発行申込書」（建築士免許証の写しを添付）
 - ③別記2「技術建築士事務所名簿掲載申込書」
 - ④顔写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm *裏面に氏名を記入）※但し、技術者証発行を希望する方は2枚。
- ※②③は希望者のみ

<代金振込先> 郵便局に備え付けの用紙を使用してお振込下さい。
 郵便局 00870-1-92740 【加入者名】（一社）静岡県建築士事務所協会
通信欄に、「〇月〇日（希望受講日）被災度講習」及び「受講者氏名」を必ず明記して
下さい。
 ※お振込は、受講者1名ごとをお願い致します。
 ※振込手数料は、ご負担下さいますようお願い致します。

注1）納入された代金はご返金致しません。講習会を欠席された場合、テキストは後日送付します。

注2）申込受付後、講習日の1週間前頃に受講票をハガキにて送付しますので、講習会当日必ず持参し、受付へご提示下さい。

- 11. 申込×切 【浜松】平成29年 8月25日（金）必着
 【三島】平成29年 9月 1日（金）必着 ※但し、定員に達し次第締め切ります。
 【静岡】平成29年 9月 8日（金）必着

- 12. 申込・問合せ先 （一社）静岡県建築士事務所協会 被災度講習会係 Tel:054-255-8931 / Fax:054-255-8955
 〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7F

- 13. 時間割・講習内容・講師予定 ※被災度区分判定結果と判定事例も付加して実践も視野に入れた講義を行います。

時間割	講習内容	講師
14:00~14:10（10分）	挨拶・目的	（一社）静岡県建築士事務所協会
14:10~14:30（20分）	被災度区分判定の考え方	DVD講習
14:30~16:00（90分）	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習

※本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム（予定）」です。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲 載 申 込 書

平成29年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿

(一社) 日本建築士事務所協会連合会 殿

建築士事務所名

開設者氏名

印

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会と(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、平成35年3月31日までとする。)

名 簿 掲 載 内 容

・(日事連 単位会) 会員の有無 有 無 (何れかに○印)

・建築士事務所名 _____

・所在地 〒 _____

・電話番号 市外局番 () - () - ()

・FAX番号 市外局番 () - () - ()

・メールアドレス _____

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 () - () - ()

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者か何れかに○印をつけてください。

但し、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。

※ 技術者証発行を希望しない建築士の氏名が記入されていても掲載はできませんのでご了承下さい。